

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3ヶ月間）は、在外選挙人証を提示して、下記①～③のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

① 期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

② 不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

③ 投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

- 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けますので、ご利用ください。
- 候補者情報についても、公示後、これまでどおりリンクを設けますのでご利用ください。